

宿泊補助券取扱施設認定継続申請書

(東伊豆町ふるさと納税記念品贈呈事業)

年 月 日

東伊豆町長 様

(申込者)

住 所

事業者名

代表者名 印

担当者名

電話番号 FAX 番号

Eメール

東伊豆町ふるさと納税記念品贈呈事業における宿泊補助券取扱施設として認定されるよう継続申請します。

なお、申請にあたっては、個人情報の保護などの法令を遵守し、募集要領の要件や申込み内容に相違がなく、町税に滞納がないことを誓約します。

また、参加の審査において、町内在住状況確認及び納税状況の確認のため、町内在住に関する情報及び東伊豆町税の納税状況に関する情報が確認されることについて承諾します。

個人情報取扱業務特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この事業が終了し又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため東伊豆町（以下「町」という。）から提供された個人情報が記録された資料等（以下「個人情報資料」という。）を、町の承諾なしに第三者に提供してはならない。ただし、お礼の品を発送するために、宅配業者に個人情報を提供することは除く。

(再委託等の禁止)

第5 認定事業者は、この事業に係る業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ町が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(複製、複写の禁止)

第6 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料を、町の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第7 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第8 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料を、業務完了後速やかに町に返還するものとする。ただし、町が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第9 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、町に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第10 町は、認定事業者が個人情報取扱業務特記事項の内容に反していると認めたときは、認定事業者の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。